平成２５年（フ）第１２２３号
さいたま市北区宮原町４丁目78番地１
債務者　高平　尚雄
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３４号
埼玉県久喜市久喜北２丁目27番33号
債務者　多田　孝子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４６号
埼玉県戸田市喜沢１丁目13番地の11、旧住所埼玉県戸田市喜沢１丁目32番地の１　ネオステージ西川口402号室
債務者　笹森　雅博
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４７号
埼玉県蓮田市大字高虫537番地10
債務者　三上喜代子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６６号
埼玉県川口市中青木２丁目19番６号　メゾンクララ301号
債務者　本田　紀子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６９号
埼玉県上尾市大字平塚1622番地４
債務者　青山　正美
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８４号
埼玉県加須市不動岡２丁目７番８号
債務者　穐山有美子
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
埼玉県越谷市北越谷２丁目30番17号　アーベントハイム北越谷702号、住民票上の住所埼玉県越谷市大字三野宮627番地
債務者　尾崎　　明
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
埼玉県越谷市大字袋山374番地３　ｍｏｌｔｉ袋山105
債務者　古口　和代
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市中富南３丁目14番地の５　サンライズＣ―101
債務者　村山真由美（旧姓大澤）
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５３５号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住５―203
債務者　小林　靖子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５７号
埼玉県狭山市入間川２丁目24番６号　シティパレス205
債務者　柴田　将太（旧姓竹内）
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５９号
埼玉県所沢市東住吉14番14号　シティハイム２―101
債務者　二上　久夫
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６６号
埼玉県入間郡毛呂山町南台２丁目15番地21
債務者　瀬畑知代子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６９号
埼玉県入間市大字野田922番地３グリーンプラザＢ―202
債務者　絹野　純子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７０号
埼玉県日高市大字旭ケ丘321番地１
債務者　阿部　実樹
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７１号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目19番地１光ハイツ202号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町南台３丁目13番地15
債務者　中山　雅巳
１　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部